

瀬戸内市住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金の 申請に係る確認表

瀬戸内市住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請にあたり、要綱及び以下に掲げる要件を理解した上で申請します。

申請者 名称及び
代表者名 _____

(共通事項)

※確認の上、チェックを記入ください

No.	内容	確認欄
1	市内の一般住宅へ設備を設置すること。 一般住宅とは、専ら居住の用に供する事を目的として建築された戸建ての住宅で、部分的に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供している戸建ての住宅もこれに含めるものとする。 ※一般住宅と一体的に使用している車庫等の構造物は含むものとする。 ※一般住宅であっても、マンションやアパート等の集合住宅は含まない。	<input type="checkbox"/>
2	当該年度の2月末日までに、第11条に規定する実績報告書を提出すること。	<input type="checkbox"/>
3	同一の設備に対して、重複して補助金を申請していないこと。 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。	<input type="checkbox"/>
4	市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>
5	瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。	<input type="checkbox"/>
6	整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものであること。	<input type="checkbox"/>
7	法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	<input type="checkbox"/>

(ア) 太陽光発電設備

No.	内容	確認欄
8	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。	<input type="checkbox"/>
9	固定価格買取制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。	<input type="checkbox"/>
10	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	<input type="checkbox"/>
11	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	<input type="checkbox"/>

12	地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
13	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。	<input type="checkbox"/>
14	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。	<input type="checkbox"/>
15	1つの場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。	<input type="checkbox"/>
16	20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
17	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。	<input type="checkbox"/>
18	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。	<input type="checkbox"/>
19	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
20	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。	<input type="checkbox"/>
21	交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
22	10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。	<input type="checkbox"/>
23	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
24	PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。	<input type="checkbox"/>
25	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助	<input type="checkbox"/>

	金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	
26	次のいずれかを満たすこと。 ■ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。 ■ 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。	<input type="checkbox"/>

(イ) 定置用蓄電池

No.	内容	確認欄
27	本事業で設置する太陽光発電設備と同時に申請・整備すること。	<input type="checkbox"/>
28	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。	<input type="checkbox"/>
29	停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。	<input type="checkbox"/>
30	補助対象経費(消費税及び地方消費税を含まない。)が1kWh当たり15万5千円以下であること。	<input type="checkbox"/>
31	PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。	<input type="checkbox"/>
32	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	<input type="checkbox"/>
33	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。	<input type="checkbox"/>
34	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	<input type="checkbox"/>

35	リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。	<input type="checkbox"/>
36	リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。	<input type="checkbox"/>
37	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。	<input type="checkbox"/>
38	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	<input type="checkbox"/>
39	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/>

(ウ) 電気自動車等

No.	内容	確認欄
40	自宅において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再エネ発電設備を有していること。 ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、または同設備で十分電力を賄うことができない場合は、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来「クレジット」）の購入または再エネ電力メニューから調達すること。	<input type="checkbox"/>
41	外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄に限る）。	<input type="checkbox"/>
42	当該車両については、「CEV 補助金」との併用不可。	<input type="checkbox"/>

(エ) 充放電設備等

No.	内容	確認欄
43	本事業で導入する電気自動車と同時に申請・整備すること。	<input type="checkbox"/>
44	充放電設備、充電設備について、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、または同設備で十分電力を賄うことができない場合は、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来「クレジット」）の購入または再エネ電力メニューから調達すること。	<input type="checkbox"/>
45	「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。	<input type="checkbox"/>

※ この確認表は、住宅用脱炭素推進補助金交付申請書と一緒に提出してください。